

水道料金改定のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税の増税分を平成26年4月から改定させていただくこととなりました。

皆様にはご負担をおかけしますが、今後も一層の経費の節減を図りながら健全な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎水道料金改定表

1か月あたりの水道使用料金

※全て税込料金で表示しております。

口径	新料金 (基本料+メーター料)	旧料金 (基本料+メーター料)	超過料 旧料金→新料金
口径 13mm	2,700 円	2,625 円	10 m ³ を超過した水量 1 m ³ あたり 252 円→ 259 円
口径 20mm	2,862 円	2,782 円	
口径 25mm	3,132 円	3,045 円	使用水量 1 m ³ あたり 252 円→ 259 円
口径 30mm	3,780 円	3,675 円	
口径 40mm	5,400 円	5,250 円	
口径 50mm	7,668 円	7,455 円	

◎消費税率8%の適用時期

- ・基本料及びメーター使用料については平成26年4月分(5月請求分)から消費税率8%適用
- ・超過料については平成26年7月のメーター検針分(8月請求分)から消費税率8%適用

使用月	基本料及びメーター使用料	超過料	備考
平成26年3月分	5%	5%	冬期見込水量料金
平成26年4月分	8%	5%	
平成26年5月分	8%	5%	平成26年5月検針 冬期料金の精算
平成26年6月分	8%	5%	
平成26年7月分	8%	8%	平成26年7月検針

水道料金等一覧表 (平成26年4月1日改定)

使用料及び分岐料

口径又は用途	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 水量料金	メーター使用料 (1ヶ月)	分岐料
13mm	10 m ³ まで 2,592 円	10 m ³ を超過した場合は当該超過水量 1 m ³ につき 259 円	108 円	32,400 円
20mm	10 m ³ まで 2,700 円		162 円	54,000 円
25mm	2,916 円	1 m ³ につき 259 円	216 円	75,600 円
30mm	3,456 円		324 円	108,000 円
40mm	4,860 円		540 円	162,000 円
50mm	6,588 円		1,080 円	237,600 円
地区 公民館	上記口径別の額の 2分の1	1 m ³ につき 259 円 (口径13mm用又は20mmについては、 5 m ³ を超過した場合、当該超過水量 1 m ³ につき 259 円)	上記口径別による。	
プール		1 m ³ につき 226 円		
私設消火栓	演習用	3分毎 1,080 円		
口径50mmを超えるものの使用料及び分岐料については町長が別に定める。				

手数料

区 分	単 位	料 金
工 事 の 設 計 料	1 件	材料費・労務費・道路復旧費・関節材料費の合計に8%を乗じて得た額(100円未満は切り捨て)
設 計 の 審 査 手 数 料 (使用材料の確認を含む)	25mmまで	1 件 2,000 円
	50mmまで	1 件 5,000 円
工 事 の 検 査 手 数 料	25mmまで	1 回 2,000 円
	50mmまで	1 回 5,000 円
	私設消火栓	1 基 5,000 円
道路占用の許可申請手数料	1 件	3,000 円
給水装置の開栓又は閉栓手数料	1 件	1,000 円
指定給水装置工事事業者の指定手数料	1 件	20,000 円
各種証明手数料	1 件	400 円